

機械器具 81 磁気治療器

管理医療機器 家庭用永久磁石磁気治療器 JMDNコード：71016000

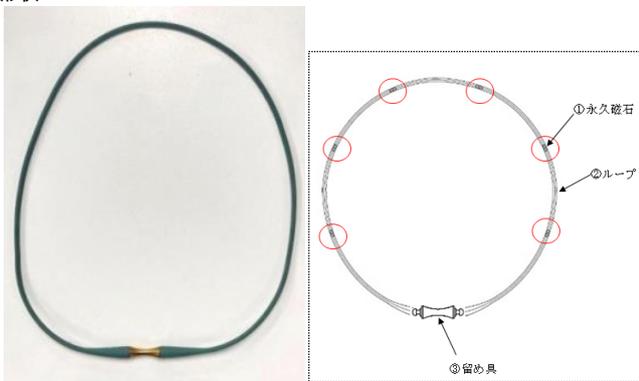
マグネットネック

【禁忌・禁止】

- ・装着したままサウナに入らないこと。（低温やけどの恐れがある。）
- ・次のような医用電気機器との併用は、影響を与える可能性があるため使用しないこと。
- ーペースメーカーなどの電磁障害の影響を受けやすい体内植込み型医用電気機器
- ー脳せき（脊）髄液短絡術用圧可変式シャントなどの磁気影響を受ける可能性のある医用電気機器

【形状・構造及び原理等】

形状



- ・全長：40～70 cm
- ・永久磁石：2個～24個（○←の箇所、6個の例）
- ・接触部における永久磁石の磁束密度：160±40mT

原理

永久磁石の磁力を用いて装着部のこり及び血行を改善する。

【使用目的又は効果】

装着部位のこり及び血行の改善。一般家庭において使用する。

【使用方法等】

ネックレスとして使用する。

【使用上の注意】

- ①次の人は使用前に医師に相談すること。
 - ・悪性しゅよう（腫瘍）のある人。
 - ・心臓に障害がある人。
 - ・妊娠初期の不安定期又は出産直後の人。
 - ・糖尿病などによる高度な末しょう（梢）循環障害による知覚障害のある人。
 - ・皮膚の感染症及び／又は創傷のある人。
 - ・安静を必要とする人。
 - ・体温38℃以上（有熱期）の人。
 - ・ねんざ（捻挫）、肉離れなど、急性[とう（疼）痛性]疾患の人。
- ②他の治療器と同時使用しないこと。
- ③頭部には使用しないこと。
- ④ネックレス以外の方法で使用しないこと。
- ⑤使用しても効果が現れない場合は、医師又は専門家に相談すること。
- ⑥身体に異常を感じたときには、使用を直ちに中止すること。
- ⑦装着部に発しん（疹）、発赤、かゆみなどの症状があらわれた場合は使用を直ちに中止すること。
- ⑧磁気共鳴画像診断装置（MRI）の検査を受ける人は、検査前に使用を中止すること。
- ⑨時計、磁気カードなどの磁気の影響を受けるものには近づけないこと。
- ⑩磁石装着部に破れがある場合は、使用を中止すること。
- ⑪しばらく使用しなかった機器を使用するときは、機器表面に金属などが吸引付着していないことを確認すること。
- ⑫機器は改造しないこと。
- ⑬機器に故障が発見された場合は、使用を直ちに中止すること。
- ⑭故障した場合は、勝手に修理などせず、販売店又は製造販売元に連絡すること。
- ⑮廃棄の際には、不燃ごみとして廃棄すること。但し、住所地の自治体に確認すること。

【保管方法及び有効期間等】

子供の手の届かないところに、室温で保管すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

- ・製造販売業者、製造業者
- 株式会社Jメイク
- 東京都足立区六月2-12-1 第6コンクラビル
- 電話：03-5242-2201